

## 税務Q&A | 相続税の小規模宅地等の特例の適用拡大

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 税理士法人ワイズマン 税理士 外矢 俊晴

九州北部税理士会 福岡支部  
ホームページ http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/

**Q** 平成25年度税制改正で、相続税の課税価格の計算における小規模宅地等の減額特例制度について改正が行われたとのことですが、その概要を教えてください。

小規模宅地等の計算の特例とは、個人が相続又は遺贈(以下、相続等という。)により取得した財産のうち、特定居住用宅地等(注1)、特定事業用宅地等(注2)、特定同族会社事業用宅地等(注3)及び貸付事業用宅地等(注4)のいずれかに該当する宅地等のうち、一定の選択をしたもので限度面積までの部分について、相続税の計算においてその宅地等の価格を80%又は50%減額する特例制度です。

なお、平成27年1月1日からの相続税の基礎控除の大幅な引き下げ(3,000万円+600万円×法定相続人の数となる。)に伴う地価の高い都市部の相続人の課税強化を緩和するため、この小規模宅地等についての相続税の計算の特例については、次のような見直しが行われました。

### I 平成26年1月1日以後に相続等により取得する特定居住用宅地等について適用する内容が次のとおり改正されました。

#### 【適用要件の緩和】

1 被相続人の居住の用に供されていた一棟の二世帯住宅の敷地については、次のような適用関係の見直しがされました。

① 建物の区分所有登記がされ

ている一棟の二世帯住宅の場合は、被相続人の居住の用に供されていた部分が特定居住用宅地等となります。

② ①の建物以外(内部で行き来ができない一棟の二世帯住宅など)の場合は、被相続人又は当該被相続人の親族の居住の用に供されていた部分が特定居住用宅地等となります。(二世帯住宅の内部での往来条件の撤廃等。)

2 老人ホームに入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等は、次の要件が満たされる場合に限り、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとしてこの特例が適用されます。

① 被相続人が介護認定を受け、介護が必要なため一定の老人ホーム等に入居(所)した場合

② その家屋が事業(貸付け等)の用途及び被相続人等以外の者の居住の用に供されていない場合(改正後は、終身利用権又は所有権を取得した老人ホーム入居者でも適用あり。)

### II 平成27年1月1日以後の相続等から特例の適用対象面積が次のとおり改正されました。

#### 【小規模宅地等の限度面積の拡充】

1 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積を330㎡(現行240㎡)まで拡大する。

2 特例の対象として選択する宅地等の全てが特定居住用宅地等と特定事業用等宅地等・特定同族会社事業用宅地等(最大400㎡)である場合には、それぞれの適用対象面積まで適用可能とする。【完全併用】

(最大：330㎡+400㎡=730㎡です。※従来は、400㎡まででした。)

なお、貸付事業用宅地等(最大200㎡)を選択する場合における適用対象面積の計算については、現行どおり調整を行うこととなります。(貸付事業用宅地等がある場合の調整計算式)

$A \times 200\text{㎡} / 330\text{㎡} + B \times 200\text{㎡} / 400\text{㎡} + C \leq 200\text{㎡}$

【A：特定居住用宅地等(減額割合80%)の適用合計面積、B：特定事業用等宅地等・特定同族会社事業用宅地等(減額割合80%)の適用合計面積、C：貸付事業用宅地等(減額割合50%)の適用合計面積】

(注1) 特定居住用宅地等とは、相続開始の直前において被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、一定の要件に該当する被相続人の親族が相続等により取得したものをいいます。

(注2) 特定事業用宅地等とは、相続開始の直前において被相続人等の事業(貸付事業を除きます。)の用に供されていた宅地等で、一定の要件に該当する被相続人の親族が相続等により取得したものをいいます。

(注3) 特定同族会社事業用宅地等とは、相続開始の直前から相続税の申告期限まで一定の法人の事業(貸付事業を除きます。)の用に供されていた宅地等で、一定の要件に該当する被相続人の親族が相続等により取得したものをいいます。

(注4) 貸付事業用宅地等とは、相続開始の直前において被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等で、一定の要件に該当する被相続人の親族が相続等により取得したものをいいます。

## 健康Q&A | 健康診断の最新情報 動脈硬化の検査

国立病院機構九州医療センター 臨床検査部 荒川 仁香

**Q** 動脈硬化について調べるにはどのような検査を受けたいのでしょうか？

### 動脈硬化とは？

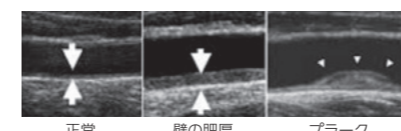
動脈の壁は内膜、中膜、外膜の3層から成ります。一番内側にある内膜に血液中の脂質がたまった粥腫ができること、真ん中にある中膜が硬くなり血管の伸びが悪くなること(反対に血管の壁がもろくなって伸びてしまう場合もある)を言います。動脈硬化が原因で起こる病気には脳卒中、狭心症・心筋梗塞、大動脈瘤、閉塞性動脈硬化症などがあり、これらの病気を未然に防ぐため、早期発見・早期治療するためには以下のような検査があります。

### 眼底検査

直接動脈を視ることができの検査です。眼底(眼の奥)をカメラで撮影するなどして網膜動脈の動脈硬化の有無や程度、出血の有無などがわかります。特に糖尿病がある方は定期的に検査を受けることが望ましいです。

### 頸動脈エコー

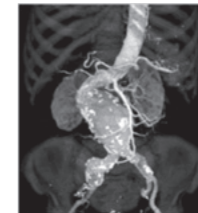
首に超音波機器のプロローブをあてて脳に向かう動脈の壁の厚さ(内膜中膜厚：IMT)や粥腫(プラーク)の有無、狭窄の程度などを観察します。この検査によってある程度全身の動脈硬化の有無や程度が推測でき、脳



梗塞を起こしやすいかがわかります。

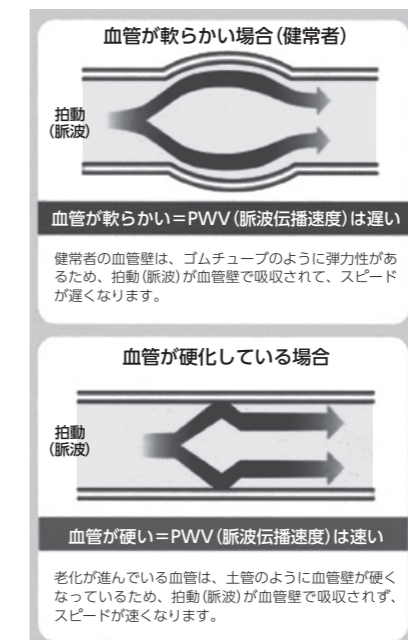
### CT (computed tomography)、MRI (magnetic resonance imaging)

脳・頸部(くび)・胸/腹部・足の血管・心臓周囲にある冠状動脈などほぼ全身の血管を撮影できます。この検査によって動脈瘤(動脈壁が脆弱化し、伸びてしまうまたは異常に大きくなったもの)や動脈が狭くなったり、塞がっていないかどうかなどがわかります。



### 脈波伝播速度(PWV)、心臓足首血管指数(CAVI)

どちらも心臓の収縮により血液が大動脈に押し出された際に発生する血管への圧力変化が手足の血管に伝



わる時の波動のことを脈波と呼びます。この脈波が血管壁を伝わる速さを調べる検査です。血管が硬くなると壁がしなやかでなくなるので、これらの検査結果の数値は高くなります。

- PWVの判定基準値(高血圧診療ガイドラインにおけるbaPWVの立場より) 正常血圧者の場合…1400cm/sec 高血圧がある場合の動脈硬化合併の目安 未治療者…1800cm/sec 治療者…1600cm/sec
- CAVIの判定基準(大動脈PWV原法判定基準による) CAVI≥9.0 ……動脈硬化あり 9.0>CAVI≥8.0…境界域 CAVI<8.0 ……正常

### 足関節上腕血圧比(ABI)

左右の上腕と足首で同時に血圧を測定し、足首の収縮期血圧(上の血圧)を腕の収縮期血圧で割った値を計測します。以下の判定基準に従い、0.9以下では動脈のつまりがあることを疑う結果です。前記のPWVやCAVIを計る際に同時に測定できます。

- ABIの判定基準 1.30≤ABI ……足首の血圧が高めです 1.00≤ABI≤1.29 ……正常範囲です 0.91≤ABI≤0.99 ……正常範囲ですが境界領域です 0.41≤ABI≤0.90 ……軽～中程度の閉塞または狭窄の可能性があり ABI≤0.40 ……重度の閉塞または狭窄の可能性があり

### 動脈硬化を防ぐためには？

動脈硬化は年を重ねることによってのみでも起こってきますが、高血圧・糖尿病・脂質異常症(LDL-コレステロール、中性脂肪が高い、HDL-コレステロールが低い)などの生活習慣病があるとより進行しやすいで